

子発 0218 第 7 号
令和 4 年 2 月 18 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「地域小規模児童養護施設の設置運営について」の一部改正について

標記については、平成 12 年 5 月 1 日児発第 489 号厚生省児童家庭局長通知「地域小規模児童養護施設の設置運営について」により行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。